**豊川市普通財産貸付基準取扱要綱**

**（趣旨）**

**第１条　この要綱は、豊川市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和39年豊川市条例第９号）及び豊川市公有財産管理規則（昭和50年豊川市規**

**則第８号）に定めるもののほか、豊川市の普通財産の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。**

**（貸付料）**

**第２条　普通財産の貸付料（以下「貸付料」という。）は、豊川市使用料条例（昭和51年豊川市条例第６号）に準じて算定するものとする。ただし、一般競争入札又は指名競争入札に付して貸し付けるときにあっては落札価格をもって、公募提案方式により貸し付ける場合で、提案内容に貸付料が含まれるときにあっては決定した提案価格をもって貸付料とする。**

**（貸付料の減額等）**

**第３条　豊川市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第４条により減額　するときの率は、前条により算定した貸付料の２分の１とする。**

**２　前項の規定により貸付料の減額又は免除を受けようとする者は、普通財産貸付料減額・免除申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。**

**３　市長は、貸付料の減額又は免除を決定したときは、普通財産貸付料減額・免除決定通知書（様式第２号）を交付するものとする。**

**（貸付けの契約条項）**

**第４条　普通財産の貸付けについては、その目的、貸付期間、当該年度の貸付料のほか、契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。**

**⑴　貸付期間中であっても、公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたときは、契約を解除することができること。**

**⑵　借受人が、市長の承認を得ないで、目的外の用途を供し、又は他人に転貸し若しくは使用させる等契約の趣旨に反する行為をしたときは、いつでも契約を解除できること。**

**⑶　原状を変更したときは、市長が認めるものを除くほか、返還の際、借受**

**人において原状に復すること。**

**⑷　有益費等の請求権の放棄に関すること。**

**⑸　維持管理、修繕その他費用に関すること。**

**⑹　借受人が故意又は過失により財産を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償すること。**

**（他の制度との調整）**

**第５条　この要綱は、他の制度の規定により普通財産を貸付けることができる場合には、当該普通財産の貸付けについては、当該他の制度の規定による。**

**（その他）**

**第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。**

**附　則**

**この要綱は、平成22年10月15日から施行する。**

**附　則**

**（施行期日）**

**１　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。**

**（経過規定）**

**２　この要綱の施行の際現に豊川市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第４条の規定により貸付料の減額又は免除を受けている者は、当該普通財産の貸付契約の更新時においては、この要綱第３条第３項の規定による貸付料の減額又は免除の決定を受けた者とみなす。**

**附　則**

**この要綱は、平成23年12月27日から施行する。**

**附　則**

**この要綱は、令和元年12月27日から施行する。**

**附　則**

**この要綱は、令和３年３月３日から施行する。**

**附　則**

**１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。**

**２　この要綱の施行の際現に改正前の豊川市普通財産貸付基準取扱要綱の規定**

**に基づいて作成されている普通財産貸付料減額・免除申請書その他の用紙は、改**

**後の豊川市普通財産貸付基準取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。**

**様式１号（第３条関係）**

**年　　月　　日**

**豊　川　市　長　殿**

**住所**

**氏名**

**（法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名）**

**連絡先**

**普通財産貸付料減額・免除申請書**

**豊川市普通財産貸付料算定基準取扱要綱第３条の規定により、下記のとおり普通財産貸付料の減額・免除を受けたいので申請します。**

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **財産の表示** | **名称** | **普通財産** |
| **所在** |  |
| **区分、種目、構造等** |  |
| **数量** |  |
| **使用目的** |  |
| **貸付期間** | **年　　月　　日から****年　　月　　日まで** |
| **減額・免除申請理由** |  |

**様式２号（第３条関係）**

**年　　月　　日**

**住所(所在地)**

**氏名(名称及び代表者)　　　　　　様**

**豊川市長**

**普通財産貸付料減額・免除決定通知書**

**豊川市普通財産貸付料算定基準取扱要綱第３条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。**

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **財産の表示** | **名称** |  |
| **所在** |  |
| **区分、種目、構造等** |  |
| **数量** |  |
| **使用目的** |  |
| **貸付期間** | **年　　月　　日から****年　　月　　日まで** |
| **減免率** | **割** |
| **減免事由** |  |